

タイの学校制度外教育と日本語教育

海老原 智治

(原稿受理日 2004年3月30日)

はじめに

本稿はタイの学校教育制度上の教育形態のひとつである「学校制度外教育」(Non-Formal Education การศึกษานอกระบบโรงเรียน)について、概要及び日本語教育の位置づけと現状を、データとして報告することを目的とする。タイの公教育として実施される日本語教育のありようの一面は、タイの教育制度・実施形態に規定されると考えられる。学校制度外教育は日本語の本格的な開設に至っていないため、日本語教育の文脈で言及されることが少ない。しかしカリキュラム上日本語科目が設定されており、これが実際に開設されるとすれば学校制度外教育の特徴からこれまでの学校教育「学校制度内教育」(Formal Education การศึกษาในระบบโรงเรียน)における日本語教育とはさまざまに異なったありようとなることが予想される。

1. タイの学校教育制度

1.1 教育段階

現行の教育制度の根拠となる法規は『仏暦 2542 年国家教育法』(1999)である。同法が定めるタイの教育段階に標準的な年限と年齢を合わせて示すと次の通りである。

表1 タイの教育段階と標準的な年限及び年齢

	前初等教育		義務教育	6－11 歳
基礎教育段階	初等教育（6 年）			12－14 歳
	中等教育（6 年）	中等前期（3 年）		15－17 歳
		中等後期（3 年）		18－19/20 歳
高等教育段階	学士未満（2～3 年）		18－21/22/23 歳	
	学士（4～6 年）			
	学士以上（2～5 年）			

出所：『仏暦 2542 年国家教育法』(1999) を元に筆者が作成。

1.2 教育形態

前掲法は上記の教育段階を実施する教育形態として次の3形態を定めている。

- ①学校制度内教育 (Formal Education การศึกษาในระบบโรงเรียน)
- ②学校制度外教育 (Non-Formal Education การศึกษานอกระบบโรงเรียน)
- ③自由教育 (Informal Education การศึกษาตามอัธยาศัย)

これらの特徴は大まかに次の通りである。

①学校制度内教育とはいわゆる通常の学校教育の形態である。②学校制度外教育とは対象を主として義務教育対象年齢を超過しているにもかかわらずそれを受ける機会を欠いた者、及び、義務教育を受ける機会に乏しい地域に居住する義務教育対象年齢の者として、家庭や社会での自学自習を基本とした教育形態である。カリキュラムと学習内容を学習者個々人の問題と必要性に応じたものにするとし、弾力性を持たせている。③自由教育とは年齢や世代に関わりなく学習者が学習を必要とするときにその能力や関心に応じて自分自身で学ぶ教育形態である。

同法の枠組みでは表1の教育段階すべてが①～③の教育形態によって実施される。修了・卒業資格はいずれの教育形態によるものでも同等と見なされる。

参考として資料1に教育省が管轄する学校の学生総数と内訳を挙げる。

2. 学校制度外教育の概要と現況

2.1 学校制度外教育の概要

学校制度外教育は教育省学校制度外教育局(Non-Formal Education Department กรมการศึกษานอกโรงเรียน)が管轄し全国で実施されている。

現在の設置課程と設置段階は次の通りである。

表2 学校制度外教育の設置課程と教育段階

設置課程	教育段階
普通課程	
1. 成人総合教育課程	初等第1～4学年
2. 山岳地域居住者対象課程	初等
3. 継続学習課程	初等・中等前期・中等後期
職業課程	
4. 成人職業教育課程	[短期専門課程]
	[特定関心グループ (30 時間)]
5. 中等前期職業教育課程	中等前期
6. 中等後期職業教育課程	中等後期

出所：『学校制度外教育普通課程の運営と実施の手引き』（2000） P.25

上記課程の大まかな内容を資料2にまとめたので参照されたい。在籍者数は資料1の3.学校制度外教育局の項を参照されたい。

2.2 継続学習課程の概要

日本語科目は上表の3. 継続学習課程(หลักสูตรต่อเนื่อง)に設定されている。そこで以下に同課程の概要を述べる。(同課程には面接課程と遠距離課程[一種の通信制]があるが面接課程のみを取り上げる。)

継続学習課程は学校制度外教育の6課程のうち唯一、初等から中等後期までの一貫した課程を有する。中等後期を修了すれば高等教育機関に進学するための受験資格を得ることが出来る。このように初等から中等後期、さらには高等教育へという継続的な学習機会を意図している。

2.2.1 学習者の背景

継続学習課程の対象者は義務教育を受ける機会を欠いたまま対象年齢を超過した者である。義務教育対象年齢である6～14歳の者は入学資格がない。学校制度内教育で教育を受けることになっている。

学習者の年齢分布に関する統計的データには当たれなかった。ランパーン県学校制度外教育事務所の話では「初等・中等前期・中等後期のうち初等の平均年齢が最も高く、次いで中等前期、さらに中等後期の順に低い。特に初等・中等前期と中等後期の間に世代の差が大きい」という。

初等・中等前期の平均年齢が高い理由のひとつは「かつて義務教育就学率が低かった世代で義務教育を受けなかった人たちが、学校制度外教育が整備され教育機会が拡大したのを受けて50歳台以降になってから入学してくる傾向にあるため」だという。もうひとつの理由は「近年の義務教育就学率の上昇により現在の10～20代ではほとんどが中等前期を修了している」ためだという。一方で中等後期では「若い世代が比較的多くなる」という。理由は「近年義務教育を修了し就職した比較的若い世代が入学する」ことと「高世代者が中等後期まで学習を継続する率が低い」と言う。

このような背景から、実情はほぼ成人教育と言ってよく、義務教育の機会を欠いた人たちへの補完教育の色彩が強いと言えよう。

学習者の職業上の背景についても統計的データには当たれなかった。同事務所の話では「ほぼすべて職業人」だと言う。また、従事する職種は「農業系・技能系」（この場合溶接や手芸等の職業技能）が中心であると言う。

2.2.2 教育機関（学習センター）

全国のテーサバーン〔市〕やタンボン〔行政区〕には学校制度外教育の教育機関が設置されており、市民学習センター(ศูนย์การเรียนรู้ชุมชน)と呼ばれる。学習者の面接指導・授業・試験は通常ここで行われる。行政機関の一部（行政区役所など）や学校制度内教育の学校を間借りしていることが多い。規模は学校よりもはるかに小さく、所長・常勤教諭数名（学習者80人までに対して1人、学習者が増えると転任により増員する）・非常勤講師という構成である。

2.2.3 学習方法

学習は学習者が家庭や社会で自学自習することを基本としている。学期中は市民学習センターでの面接指導が週に1度3時間ある（主に土日）。面接指導では学校のような授業は基本的に行わない。教師の役割は自学自習の支援である。そのために、あらかじめ指示してある学習範囲の達成度を科目ごとに確認したり、学習内容をまとめてディスカッションをしたり質問を受けたり、学習の進め方や補助教材について指導したりする。この他、教科によっては（自習が難しい英語など）必要に応じて面接時間外に対面授業を行うことがある。

標準修了年限は学校制度内教育と同じ初等6年・中等前期3年・中等後期3年である。標準年限を越えて在学してもよいが2年間連続して履修がないと退学となる。年2学期制である。第3学期（夏季学期）を開講することがある。学期末には科目ごとに試験が科される。規定どおり合格すれば進級・卒業できる。また、ある学年のある科目の学力を社会経験から既に獲得していると考えられる場合には、根拠を示し試験に合格することによって修了と認定する制度がある。さらに、標準修了年限以前でも試験に合格することによって卒業資格を認定する制度がある。

2.2.4 教員

教員は公務員の常勤教諭と非常勤講師からなる。常勤教諭は面接指導において1人ですべての科目の学習指導を行う。1人が80人までの学習者を担当する。常勤教諭だけでは学習指導できない科目については非常勤講師が任用される。任用資格は比較的柔軟である。職業科目については学歴を考慮せず当該科目の指導に足るスキルを有すると見なされればよい。普通科目については学士号以上の学位を有し当該科目の指導に足る知識を有する根拠（大学での当該科目の履修実績・職務経験など）を提示する必要がある。

2.2.5 設置科目

継続学習課程の設置科目は資料3・資料4の通りである。科目概要は資料5の通りである。

3. 日本語科目の位置づけと現況

3.1 カリキュラム上の位置づけ

外国語は英語が各教育段階の基礎教育科目(กลุ่มหมวดวิชาพื้นฐาน) (必修) である。中等後期段階になると追加基礎教育科目(กลุ่มหมวดวิชาพื้นฐานเพิ่มเติม) として英語の他に12外国語の設定がある。このひとつが日本語である(資料3・4を参照)。追加基礎教育科目とは中等後期の選択科目で任意履修である。追加基礎教育科目は必ず開設されるものではない。開設状況は個々の教育機関で異なる。

3.2 科目の開設と「教科内容」の策定

学校制度内教育・制度外教育を問わず、基礎教育段階の科目指導内容は『仏暦2544年基礎教育カリキュラム』(หลักสูตรการศึกษาขั้นพื้นฐาน พ.ศ. 2544) (2001)が定めている。各教育機関が科目を開設するに当たっては、指導内容の具体的な細目(シラバス)を同カリキュラムに沿って独自に策定し、上部機関から使用の認可を得るシステムになっている。この各教育機関が策定する指導細目を「教科内容」(เนื้อหาวิชา)と称する。「教科内容」の策定は科目開設の前提となる重要なものである。「実際の開設がない科目はまだ「教科内容」が策定されていないことが多い」(学校制度外教育ランパーン県事務所)と言う。

日本語科目の「教科内容」の策定状況だが、筆者が教育省学校制度外教育局、学校制度外教育の北部タイ地方事務所、ランパーン県事務所、バンコク都内各区の事務所に問い合わせた範囲では存在が確認できなかった。

参考として『仏暦 2544 年基礎教育カリキュラム』が定める外国語科目の指導内容を資料 6 に、ランパン県で使用している初等教育英語科目の「教科内容」の一部を資料 7 に挙げる。

3.3 開設状況

日本語は追加基礎教育科目のひとつであることから、各教育機関が独自に開設を決定する選択科目という扱いなので、開設状況は教育機関ごとに異なるはずである。しかし、教育省を含むタイの行政機関で、全国の学校制度外教育の教育機関がどのような科目を開設しているのかの統計的データを収集している部署はない。従って、日本語科目の開設状況は不明である。

現在筆者が全国の県または区・郡の学校制度外教育事務所に問い合わせを行っている。2004 年 3 月 1 日の時点ではバンコク都についてのみ把握している。これをまとめると下表の通りである。

継続学習課程の日本語開設状況

	バンコク都内	バンコク以外
学習センター	な し	不 明

成人職業教育課程 30 時間コースの日本語開設状況

	バンコク都内	バンコク以外
区 / 郡 / 支郡 学校制度外 教育事務所	ドーンムアン区・バンコク ノイ区で開設実績	不 明

このように、日本語は継続学習課程ではバンコク都においては開設実績が全くないことがわかった。バンコク都以外の地域については現時点では不明である。教員手配の容易さや日本語に関心を持つ学習者の多さが予想され開設に有利と思われるバンコク都で実施がないことを考えると、他地域においても開設がなされていないことが予想される。

また、継続学習課程以外に、成人職業教育課程の特定関心グループ(กลุ่มสนใจ) 30 時間コースにバンコク都内の二つの区で日本語教育の開設実績があることがわかった。特定関心グループ 30 時間コースとは、職業に関連する特定のことがらを学習しようとする一般社会人 15 人以上が管轄の学校制度外教育事務所に申し込むと、同事務所が外部講師と学習場所を手配して研修を実施するというものである。科目・カリキュラム・指導細目は定められておらず、要望に応じてそのたびに決定する。手配が可能であれば職業に関連するどのような研修でも行う。従って、日本語もあらかじめ科目としての設置があるわけではない。

このコースで行われた日本語の内容はわからなかったが、参考としてドーンムアン区で実施された英語研修の内容を聞くことが出来た。それによると、「ドーンムアン空港のタクシー運転手から接客の英語を研修したいという申込があり実施した」とのことである。

4. 日本語を開設する上での問題点（継続学習課程の場合）

今後新規に開設する上での問題として次の3つが挙げられる。

問題1 日本語学習を希望する学習者の確保の問題

日本語が任意の選択科目であることから、開設に至るには学習者の関心・要望が高まる必要がある。

問題2 機関での「教科内容」策定の問題

カリキュラムに設定がある科目を実際に開設するためには「教科内容」を新規策定する必要があるが、各教育機関がそれぞれ作成するのが建前のため、教育機関と教員への負担が大きい。一般に年単位の時間が必要であるとされる。特に日本語は新規開設科目で現在の常勤教諭に指導を担当できる者がいないため、新規策定には困難が予想される。

問題3 日本語担当教員の確保の問題

教育省教職公務員の新規採用は事実上なされていないため、日本語担当教員は地域から適任者を探して非常勤として任用することになる。地域で教員の確保が出来るのが問題となろう。また、非常勤としてしか任用できない状況が教員の定着を悪くする可能性がある。

5. 今後の見通し

上記の現状と問題から継続学習課程に日本語が開設されるまでには多くの整備が必要である。

今後の日本語の導入は①『教科内容』の完成と②「実際の開設」の2段階で考えることができる。全国で①「教科内容」が策定されていないと思われる現段階では当面、これがいつどこで策定されるかが問題である。学習センターは学校制度内教育の学校に比べて規模も人員も小さく、このレベルが導入と策定に対処するのは不可能であろう。学習者から日本語学習の要望がある程度生じてきた段階で、県事務所レベル以上の判断とリーダーシップによって日本語導入と「教科内容」の作成が全県的に推進されることが必要ではないかと考える。そのためには県内学校制度内教育の中等教育タイ人日本語教員との連携が重要になることが予想される。

今後①・②がなされるとすれば、教員確保が他地域よりも比較的容易であり、日系工場等が多いため学習者の日本語学習要望が比較的高いと思われるバンコク都及び近隣県が最も可能性があるものとする。開設後は、従来の学校制度内教育での日本語教育とは異なる実施形態が予想される。教師としても教材や指導法など十分な対処が要求されよう。

また、30時間コースは一定数の学習者の確保と講師の手配が比較的容易なバンコク都内において、今後も不定期に開設されることが予想される。

追記：本稿は「タイ国日本語教育研究会第16回年次セミナー」（2004年3月20日）での口頭発表に加筆訂正したものである。教育省学校制度外教育事務所及びランパーン県学校制度外教育事務所にさまざまな資料と情報の提供を受けた。改めてお礼を申し上げます。

参考文献

- “คู่มือการดำเนินงานตามหลักเกณฑ์และวิธีการจัดการศึกษานอกโรงเรียนหลักสูตรการศึกษาขั้นพื้นฐานพุทธศักราช 2544” (2003) สำนักบริหารงานการศึกษานอกโรงเรียน สำนักงานปลัดกระทรวงศึกษาธิการ กระทรวงศึกษาธิการ [『仏暦 2544 年学校制度外教育基礎教育課程のカリキュラム実施方法及び教育実施方法の手引き』 (2003) タイ教育省次官事務局学校制度外教育運営事務所]
- “คู่มือการบริหารและการจัดการการศึกษานอกโรงเรียนสายสามัญ” (2000) กรมการศึกษานอกโรงเรียน กระทรวงศึกษาธิการ [『学校制度外教育普通課程の運営と実施の手引き』 (2000) 教育省学校制度外教育局]
- “พระราชบัญญัติการศึกษาแห่งชาติ พ.ศ. 2542” กระทรวงศึกษาธิการ [『仏暦 2545 年国家教育法』 (1999) タイ教育省]
- “หลักสูตรการศึกษาขั้นพื้นฐานพุทธศักราช ๒๕๔๔” (2001) กระทรวงศึกษาธิการ [『仏暦 2544 年基礎教育カリキュラム』 (2001) タイ教育省]
- “หลักสูตรสถานศึกษาหมวดวิชาภาษาต่างประเทศ ศูนย์บริการการศึกษานอกโรงเรียนอำเภอเมืองลำปาง” (เอกสารภายในศูนย์บริการการศึกษานอกโรงเรียนอำเภอเมืองลำปาง) P.6 [『ランパーンムアン郡学校制度外教育サービスセンター教育機関カリキュラム外国語科目』 ランパーンムアン郡学校制度外教育サービスセンター内部資料 P.6] (作成年記載なし)
- “การจัดการศึกษานอกโรงเรียนสายสามัญ” โสมเพงกรมการศึกษานอกโรงเรียน กระทรวงศึกษาธิการ [『学校制度外教育普通課程の実施』 タイ教育省学校制度外教育局ホームページ] www.nfe.go.th/nor/html
- “การจัดการศึกษานอกโรงเรียนสายอาชีพ” โสมเพงกรมการศึกษานอกโรงเรียน กระทรวงศึกษาธิการ [『学校制度外教育職業課程の実施』 タイ教育省学校制度外教育局ホームページ] www.nfe.go.th/occ/html
- “ข้อมูลจำนวนนักเรียน/นักศึกษา ปีการศึกษา 2545” โสมเพงกระทรวงศึกษาธิการ [『仏暦 2545 年 (2003 年) 度生徒/学生数情報』 タイ教育省ホームページ] www.moe.go.th/main2/stat-thai/stud-t45.htm

資料 1

2002 年度に教育省が管轄する教育機関に在籍する学生の数
(大学庁・内務省管轄の教育機関は含まない)

	管轄局	課 程	人 数
1	教育省次官局		----
2	宗教局		1,258,201
		普通教育課	中等前期 50,937
			中等後期 18,009
		仏法	207,228
		パーリ語	49,502
		仏法教育	454,427
		日曜宗教学習	228,159
		基準前児童（小児）	249,879
3	学校制度外教育局		2,364,879
		初等教育	186,127
		中等教育前期	904,634
		中等教育後期	746,152
		職業教育課程	53,534
		職業教育課程 [中等後期]	32,449
		成人総合教育課程 [初等第4学年まで]	10,774
		山岳地域住民対象課程 [初等]	41,121
		短期職業課程	256,276
		特定関心グループ	133,812
4	体育教育局		24,902
		初等教育	41
		中等教育前期	20,28
		中等教育後期	1,151
		職業教育課程 [中等後期]	2,363
		上級職業教育課程 [準学士相当]	9,038
		上級学習課程 [準学士相当]	5,556
		学士 [2年]	3,076
		学士 [4年]	1,649
5	教務局		----
6	芸術局		10,416
		学士未満 [準学士相当]	9,874
		学士	542
7	普通教育局		2,590,392
		前初等教育	2,441
		初等教育	220,841
		中等教育前期	1,526,859
		中等教育後期	1,038,251

8	職業教育局			592,406
		職業教育課程		406,067
		上級職業教育課程 [準学士相当]		189,097
		上級技術職業教育課程 [準学士相当]		1,547
		学士		697
9	ラーチャモンコン工科大学			92,179
		職業教育課程 [中等後期]		3,341
		上級職業教育課程 [準学士相当]		41,566
		学士		47,194
		ディプロマ		80
10	国家初等教育事務局			6,633,809
		前初等教育		1,392,050
		初等教育		4,640,056
		中等教育前期		601,703
11	私立教育委員会事務局			2,049,150
		前初等教育		536,339
		初等教育		836,055
		中等教育前期		214,836
		中等教育後期		80,485
		職業教育課程 [中等後期]		171,116
		技術職業教育課程 [中等後期]		139
		上級職業教育課程 [準学士相当]		182,075
		特別教育		1,655
		援助教育		26,450
12	教育公務員委員会事務局			-----
13	国家文化委員会事務局			-----
14	ラーチャパット評議会事務局		普通課程	235,150
			職業者課程	275,737
		前初等教育		5,449
		初等教育		4,604
		中等教育前期		2,184
		中等教育後期		1,462
		準学士		5,892
		学士 [2年]		54,935
		学士 [4年]		159,843
		ディプロマ		281
		修士		500
15	マハーチュラーローン コーン大学			9,292
		学士		9,013
		修士		267
		博士		12

16	マハーマクト大学		5,765
		学士	4,711
		修士	1,054
17	科学技術教育推進局		-----
18	マヒドン・ウィタヤーヌソーン学校	中等前期	877
合 計			15,872,418

出 所：「仏暦 2545 年度生徒 / 学生数情報」タイ教育省ホームページ

筆者注：タイの主たる教育管轄省庁には教育省の他に内務省と大学庁があるが後 2 者が管轄する学校と学生数は上表に含まれていない。

資料 2

学校制度外教育の設置課程と概要 (2003 年度)

1. 普通教育

1.1 成人総合教育課程

レベル：初等教育第 1～4 学年

対 象：読み書きが出来ない者・初等教育第 4 学年を修了していない者。

特 徴：多様な学習者グループ（例：南部のイスラム教徒）のためのカリキュラム。

1.2 山岳地域居住者対象課程

レベル：初等教育

対 象：山岳民族で文字の読み書きが出来ない者

特 徴：山岳民族のみを対象とする

1.3 継続学習課程

レベル：①初等教育

②中等教育前期

③中等教育後期

対 象：①及び②は義務教育を受ける機会を欠いた者。

2. 職業教育

2.1 成人職業教育課程

①短期専門課程 職業技術の向上・自営業に応用できる技術の修得を目的とした短期コース。

②特定関心グループ 同一の職業上の関心を持つ者 15 名以上のグループを対象とし、専門家・熟練者を講師とした 30 時間以内の短期コース

2.2 仏暦 2533 年中等前期職業教育課程

中等教育前期卒業と同等の資格が得られる課程で、主に職業技術の修得を目標とする。

2.3 仏暦 2539 年中等後期職業教育課程

中等教育後期卒業と同等の資格が得られる課程で、主に職業技術の修得を目標とする。

以下を参照し作成：

「学校制度外教育普通課程の実施」 タイ教育省学校制度外教育局ホームページ

「学校制度外教育普通課程の実施」 タイ教育省学校制度外教育局ホームページ

資料3

学校制度外教育継続課程の設置科目（1）

初等段階		
基礎科目群 (単位)	生活経験科目群 (単位)	生活発展活動群 (単位)
1. タイ語（5） 2. 数学（5） 3. 理科（5） 4. 外国語（5）	1. 地域と社会の開発（7） 2. 生活技能開発1（7） 3. 生活技能開発2（7） 4. 職業開発（7）	100 時間以上
中等前期段階		
基礎科目群 (単位)	生活経験科目群 (単位)	生活発展活動群 (単位)
1. タイ語（6） 2. 数学（6） 3. 理科（6） 4. 外国語（6）	1. 地域と社会の開発（8） 2. 生活技能開発1（8） 3. 生活技能開発2（8） 4. 職業開発（8）	100 時間以上
中等後期段階		
基礎科目群 (単位)	生活経験科目群 (単位)	生活発展活動群 (単位)
5. タイ語（7） 6. 数学（7） 7. 理科（7） 8. 外国語（7）	1. 地域と社会の開発（8） 2. 生活技能開発1（8） 3. 生活技能開発2（8） 4. 職業開発（8）	100 時間以上

出所：『仏暦 2544 年学校制度外教育基礎教育課程のカリキュラム実施方法及び教育実施方法の手引き』
(2003) P.11-14

資料 4

学校制度外教育継続学習課程の設置科目一覧（2）

	科目名	科目名 (英語)	略語	教育段階		
				初等	中等 前期	中等 後期
基礎教育科目	タイ語	Thai	TH	実施	実施	実施
	数学	Mathematic	MA	実施	実施	実施
	理科	Science	SC	実施	実施	実施
	外国語					
追加基礎教育科目	英語	English	EN	実施	実施	実施
	フランス語	French	FR	—	—	実施
	ドイツ語	German	GE	—	—	実施
	スペイン語	Spanish	SP	—	—	実施
	イタリア語	Italian	IT	—	—	実施
	ヒンディー語	Hindi	HI	—	—	実施
	パーリ語	Pali	PA	—	—	実施
	日本語	Japanese	JA	—	—	実施
	中国語	Chinese	CH	—	—	実施
	韓国語	Korean	KO	—	—	実施
	ベトナム語	Vietnamese	VI	—	—	実施
	マレー語	Malay	ML	—	—	実施
	アラビア語	Arabic	AR	—	—	実施
生活経験科目	地域社会の発展	Social and Community Development	CO	実施	実施	実施
	生活技能の発展 1	Life Skill in Health and Physical Development	LH	実施	実施	実施
	生活技能の発展 2	Life Skill in Art Development	LA	実施	実施	実施
	職業の発展	Work Oriented Development	WO	実施	実施	実施
追加生活経験科目	家計	Home Economics	HM	—	—	実施
	芸術	Art Education	AT	—	—	実施
	手芸	Handicraft	CR	—	—	実施
	農業	Agriculture	AG	—	—	実施
	産業	Trade and Industry	TN	—	—	実施
	商業	Business	BS	—	—	実施

出所：出所：『仏暦 2544 年学校制度外教育基礎教育課程のカリキュラム実施方法及び教育実施方法の手引き』
(2003) P.130

掲載の表を一部改変。

学校制度外教育継続学習課程の科目概要

1. 基礎科目

日常生活に必要であり、学習者がさらなる知識を獲得するための道具として用いることができ、学習者の生活・仕事・地域と社会の発展に用いることが出来る知識群である。

- ①タイ語科目群
- ②数学科目群
- ③理学科目群
- ④外国語科目群

2. 生活経験科目

学習者に価値ある学習を生じせしめ、自己と他者の価値を認識させ、生活品質を向上させることを目的とした、生活技能及び職業技能としての知識群である。学校制度外教育の学習者は、十分な生活上の経験と知識を有していることから、学習内容は学習者の世代と能力に応じて生活に直ちに活用できるものとする。

- ⑤地域と社会の発展（社会・宗教・文化）
- ⑥生活技能の発展1（保健体育）
- ⑦生活技能の発展1（芸術）
- ⑧職業開発（職業とテクノロジー）

3. 生活品質開発活動

生活品質開発活動とは、カリキュラムから得た知識と経験を応用することが出来る活動を通して、自己の知識をより発展させるものである。学習者は、自己の知識を応用できる活動、または、社会に対して有用な活動に、毎学期または特定の学期に100時間以上参加する。2種類に分けられる。

- ①「自己及び家族を開発する活動」生活の質を向上させ、地域と社会に幸福に参加できることを目的に、学習者を心・体・知識・家族の環境の面で開発する活動。
- ②「地域と社会の開発」地域環境の向上を含む、地域をより強固なものに開発する活動。

参 照：『学校制度外教育普通課程の運営と実施の手引き』（2000）

資料6

『仏暦 2544 年基礎教育カリキュラム』が定める外国語科目の内容と水準

『仏暦 2544 年基礎教育カリキュラム』より

外国語科目

内容1：コミュニケーションのための言語

- T1.1 聞きと読みの過程を理解し、さまざまな教材から聞きまたは読んだ内容を理解することが出来る。また、他の知識を適切な判断力をもって応用し用いることが出来る。
- T1.2 テクノロジーを用いて情報・感情・意見を交換する言語コミュニケーションの技法を身につける。また、生涯学習としてふさわしいように実施する。
- T1.3 話すことと書くことの過程、及び、情報やさまざまな話題の要旨のやり取りの過程を、効率的にバランスよく理解する。

内容2：言語と文化

- T2.1 (外国語) 母語話者の言語と文化の関係を理解する。また、その知識を(言語運用に)適切に用いることが出来る。
- T2.2 (外国語) 母語話者の言語と文化とタイの言語と文化の異なりと類似を理解する。またその知識を(言語運用に)適切に用いることが出来る。

内容3：言語と他の科目内容との関係

- T3.1 言語の知識を他の科目の内容と結びつけ、学習者自身の発達と世界観の拡大の基礎とする。

内容4：言語と地域及び世界との関係

- T4.1 外国語を教育機関の中・地域・社会において用いることが出来る。
- T4.2 外国語を、学習・職業・協力関係の構築・社会についての、共同生活の道具として用いることが出来る。

参 照：『仏暦 2544 年基礎教育カリキュラム』(2001) P.19-20

資料7

「教科内容」の例（ランバーン県で使用されている初等教育英語の一部）

初等教育 英語科目

内容1 コミュニケーションのための言語

水準 T1.1 聞きと読みの過程を理解し、さまざまな教材から聞きまたは読んだ内容を理解することが出来る。また、他の知識を適切な判断力をもって応用し用いることが出来る。

学習基準	学習内容	学習内容の詳細	期待される成果
1. 身近な場面及び周囲の社会で用いる命令・依頼・提案の言葉・身振り・文型を理解する。	1. 命令・依頼・提案	1. 移動を伴う命令と依頼 Sit Down Come here Please sit down Close the door, please etc. 1.2 提案 例えば You should be careful You should try again You should plant it this month You should not put it near fire etc.	1. 命令・依頼・提案の言葉と簡単な文を正しく聞くことができる。書くことができる。正しく行動することができる。

出 所：「ランバーンムアン郡学校制度外教育サービスセンター教育機関カリキュラム外国語科目」

P.6 [作成年記載なし]